

都市計画法(以下「法」という。)第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例(以下「条例」という。)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する者は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成19年5月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 地区計画の名称

納屋町商店街地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市伏見区納屋町、中油掛町及び下油掛町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年5月21日から平成19年6月4日まで

(注)当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)